

後期高齢者医療制度の保険証が更新になります

住民福祉係

この8月1日からご使用いただく後期高齢者医療制度の保険証を、7月下旬に、住民票に記載された住所または長野県後期高齢者医療広域連合にあらかじめお届けいただいた送付先に「転送不要」扱いで、長野県後期高齢者医療広域連合（クリーム色）の封筒で郵送します。

「転送不要」となっているため、受取人が郵便局に転居届を出されていても郵便物は転送されませんので、住民票に記載された住所以外の場所への送付を希望される方は、住民福祉係へご相談ください。

新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

なお、古い保険証は、8月1日以降に、ご自身で裁断し破棄してください。



保険証と併せて

「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新します

減額認定証を既にお持ちの方で、市町村民税非課税額の被保険者で引続き対象となる方全員に、7月下旬までに新しい減額認定証を送付いたします。新しい減額認定証が届いたら、住所、氏名などの内容を確認してください。

後期高齢者医療制度(前払)標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成 年 月 日	
被保険者番号	
住所	〒0000000 東京都 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番地 〇〇
氏名	長野 太郎 男
生年月日	平成 年 月 日
発給期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
適用区分	区分B
発給人	長野県後期高齢者医療広域連合
保険料	
被保険者との関係	
被保険者の氏名	
被保険者の住所	
被保険者の生年月日	
被保険者の性別	
被保険者の保険料	

古い減額認定証は、8月1日以降にご自身で裁断し破棄してください。

なお、減額認定証の交付にあたりましては、該当する被保険者の方々の負担軽減の為減額認定申請書を提出する必要がありますが、次の場合の方は減額認定申請書の提出をお願いします。

- ①「適用区分Ⅱ」に該当する方のうち、平成26年8月以降の申請月12月以内の入院日数が91日以上となる方で、長期入院該当認定を受けようとする方
- ②今までに減額認定証の交付を受けたことがない方で、初めて減額認定証の交付を受けようとする方

こちら 地域包括支援センターです!

住民福祉係

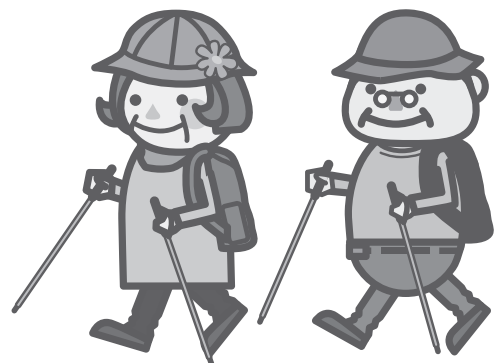
元気アップ教室参加者募集

7月～9月にかけて全6回、介護を予防し、より元気に過ごせるように教室を開催します。昨年も参加者の皆さんより「楽しかった。」「体が軽くなった。」「運動を続けられるようになった。」等の声が聞かれています。

今年も心地良く体を動かして、たくさん笑いましょう。

皆様お誘いあわせの上、ご参加ください。

- 対象者 65歳以上で介護保険を利用していない方
- 日程 7月24日(金)、8月7日(金)、8月21日(金)
9月4日(金)、9月18日(金)、10月2日(金)
- 時間 午前10時～11時半頃まで
- 場所 老人福祉センター集会室または健康支援センター女神
- 内容 体操、レクリエーション、ポールウォーキングなど
- 申込み 7月6日(月)～7月17日(金) 地域包括支援センター (役場住民福祉係)
電話 56-2311 有線 2311までお電話ください。



地域包括支援センター・住民福祉係